

2地第334号
令和3年3月4日

官房各課、各局庁の長
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

融雪出水期における防災態勢の強化について

このことについて、別添（写し）のとおり中央防災会議会長（内閣総理大臣）から農林水産大臣宛てに通知があったので、貴管下機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、各地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長に対しては当職より、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構に対しては内閣府より通知していることを申し添える。

【施行注意】

1. 下線部については、秘書課長、参事官（経理）、統計部長、食料産業局長、政策統括官及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては省略する。
2. なお書き部については、各地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛ては省略する。



中 防 災 第 8 号
令 和 3 年 3 月 2 日

農林水産大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
菅 義 偉

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬は、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に記録的な大雪となり、その中、除雪作業等に起因する死者が例年と比べ高水準で推移している。また、1月には、福井県を中心とする短期集中的な降雪により、北陸道、国道8号等において、大規模な渋滞・滞留が発生した。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和2年11月20日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、今後もしばらく降積雪期が続くことから、後述のとおり、改めて、除雪作業中の事故防止のため、住民に対する普及啓発・注意喚起の取組の促進及び適切な道路管理・交通対策に取り組むとともに、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

また、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年2月26日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講ずること。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成31年1月（令和2年12月改訂）発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いする。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukezoku/index.html>



記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

雪崩危険箇所はもとより、雪崩危険箇所とされていない箇所においても、多量の積雪があった場合は、雪崩の危険が高くなることから、積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせ住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、安全確保に十分留意しつつ重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

6. 当面続く降積雪期に関する改めての留意事項

冒頭に記載のとおり、今冬は、除雪作業等に起因する死者が例年と比べ高水準で推移し、また、主要道路において大規模な渋滞・滞留が発生した。今後もしばらく降積雪期が続くことから、改めて「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和2年11月20日付け中防災第23号）の要請内容及び今冬の経験を踏まえた以下の点に留意すること。

(1) 雪下ろし等除雪に係る事故防止

作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止、速やかな排雪、歩行型ロータリ除雪機による事故の防止等の留意点について普及啓発・注意喚起の取組を促進すること。

(2) 主要道路での大規模な渋滞・滞留

大型車等の立ち往生が発生した場合又は大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合には、都道府県単位や地方ブロック単位にこだわらず広範囲に躊躇なく予防的・計画的な通行規制を実施すること。また、立ち往生車両や放置車両が発生した場合には、正確に滞留状況を把握できるよう、人身体制を確保すること。さらに、大雪が予想される段階から、関係機関間で連絡体制

を構築するとともに、立ち往生車両が発生した場合には、関係機関間で連携体制を構築し、滞留者の救出等を行うために必要な滞留状況等の情報を正確に共有すること。

以上